

# 第3次

## 常総市地域情報化計画

(2019年度～2023年度)

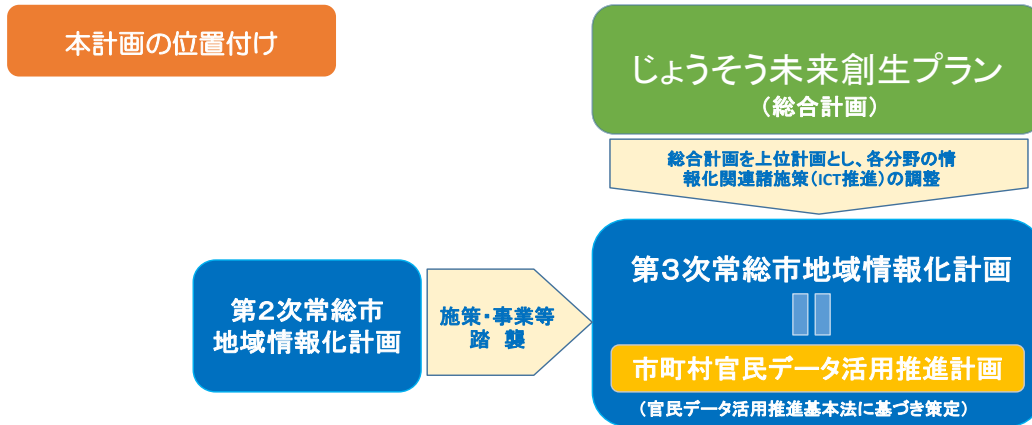
概要版



### 1 計画の目的と位置付け

「第3次常総市地域情報化計画」(以下、「本計画」といいます。)は、「じょうそう未来創生プラン」を上位計画とし、同計画の実現をICTの側面から支援するための情報化の取組について示すもので、「第2次常総市地域情報化計画」の継続計画として策定するものです。

また、国が進める「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月)に基づき、「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けられるよう策定しています。



### 2 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画期間の5年間において、ICTの進展や市民ニーズ、国や県の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じた見直しを行います。

計画期間		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
じょうそう未来創生プラン (総合計画)	基本構想	[Blue bar spanning 2018-2027]										
	前期基本計画	[Blue bar spanning 2018-2022]										
	後期基本計画						[Blue bar spanning 2023-2027]					
地域情報化計画	第2次(前回)	[Orange bar spanning 2018-2019]										
	第3次(今回)		[Orange bar spanning 2019-2023]									
	第4次(次回)							[Orange bar spanning 2024-2027]				

※2028年まで継続

## 3

## これまでの市の情報化の取組

## (1) 前期計画からの取組

平成26年度に策定した前計画では、すべての市民が情報化の恩恵を享受できるよう、「行政の透明化」「市民協働」「官民連携」を基本原則として、これまで以上にICTを活用することで、まちの魅力を発信するとともに、市民相互の絆を深め、安心安全で快適な、活力のある生活が送れるまちづくりを目指してきました。

## (2) 市民向け行政サービス

市では、これまで様々な情報化の取組を行ってきました。以下は、現在市が行っている主な市民向け行政サービスになりますが、今後も必要に応じて提供方法の改善、拡充を行います。

ホームページ	常総市ホームページ/申請書ダウンロード/電子入札システム/電子申請・電子調達 いばらき公共施設予約システム/デジタルミュージアム/いばらきデジタルマップ 防災マップ/常総フィルムコミッション/公式動画集/おでかけマップ 「暮らしの便利帳」電子書籍/市立図書館ホームページ
メールサービス	メール配信サービス/緊急速報メールサービス
スマートフォンアプリ	防災アプリ
SNS	常総市公式フェイスブック/常総市公式ツイッター
その他	証明書コンビニ交付サービス/公衆無線LANサービス/議会映像配信 防災行政無線テレフォンサービス

## (3) 電子自治体構築に向けた取組

電子自治体構築に向けて、市が行ってきた代表的な取組です。

統合型GISの構築	平成20年2月に構築し、市が保有している情報を庁内外で共有できます。
庁内無線LANの構築	平成26年度の本庁舎開庁にあわせ、庁内に無線LANを整備しました。
総合窓口受付システムの構築	平成24年度に住民へワンストップサービスを提供する、総合窓口受付システムを構築しました。

## (4) 水害経験に基づく取組

市は、平成27年9月関東・東北豪雨により甚大な被害を受けました。この水害の経験を今後の災害対策に活かすべく、ICTを活用した災害対策を積極的に進めています。

災害情報伝達手段等の高度化事業	総務省と協力し、防災行政無線の戸別受信機やスマートフォン等の情報端末を用いた情報伝達手段の実証実験を平成30年1月より実施しています。
常総市防災アプリ	防災行政無線からの緊急放送内容をお持ちのスマートフォン等の画面に通知します。
文化資源のデジタル化	市の文化財・歴史的資料をデジタル化し、万が一の災害の際にも貴重な文化資源を確実に後世に伝えることができます。
6次産業化の取組への先進技術活用	農作物の生産から加工、流通、販売までを行う6次産業化に取り組んでいます。これは、低収益性の農業から「儲かる農業」への転換を図るものです。

情報化を推進するにあたり、以下の各取組や調査等からの整理と共に、市の課題等を踏まえ、今後5年間で本市が進めるべき情報化の方向性について整理しています。

#### (1)「市の情報化の取組」からの整理

- ◆ 国・県と連携しながら各分野の情報化を進めることにより「じょうそう未来創生プラン（総合計画）」の実現を目指します。
- ◆ 第2次計画で示した具体的な施策の進捗状況と課題を分析し、施策の「見直し」・「継続」を整理します。

#### (2)「国・県の情報化の取組」からの整理

- ◆ 国では、「デジタル・ガバメント」の推進とともに、「官民データ利活用社会」を構築するため、官民連携によるオープンデータ化が推進されます。
- ◆ 県では、新たな総合計画を推進する中で、オープンデータやデジタルデバイドの解消、行政手続のデジタル化といった様々な分野でICT施策を展開していく方向です。

#### (3)「情報化に関するアンケート・ヒアリング調査」からの整理

- ◆ 安全・安心に関する情報発信
  - ー 市民の「関心や利用意向が高い行政サービス」は、防災・防犯・安全に関する分野でした。
- ◆ きめ細かな情報提供の必要性
  - ー 特定の分野やエリアに対する情報提供のニーズが伺えました。働き方や生活様式の多様化に合わせ、情報の提供方法もよりきめ細やかな対応（多様化）が必要です。
- ◆ 社会環境への対応
  - ー 情報化社会が進展する一方で、高齢者を含めた情報弱者に対する情報提供・情報共有が必要と考えます。

#### (4)「官民データ活用推進基本法」からの整理

- ◆ 本計画の策定にあたっては、当該計画を「常総市官民データ活用推進計画」としても位置付けることとし、そこに掲載する施策については「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に示された「基本的な方針」及び「官民データ活用推進基本法第三章基本的施策」に示された根拠条文との関連性を明示するものとします。

なお、明示にあたっては、市の取組む各施策欄に次の要領で表します。（詳細本編参照）

市町村官民データ活用推進計画策定の手引 基本的な方針	基本法 根拠条文	市施策への 明示法
手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	第10条	官民デ⑩
官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	第11条	官民デ⑪
個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	第13条	官民デ⑬
利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	第14条	官民デ⑭
情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組		
情報システム改革・業務の見直し（BPR）	第15条第1項	官民デ⑮-1
分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	第15条第2項	官民デ⑮-2
人材の育成及び確保に係る取組	第17条	官民デ⑰

本計画の「基本理念」は「みんなでつくる みんなが主人公 これらからのじょうそう物語」とし、4つの「施策方針」を掲げ、今後市が5年間で取り組む「具体的な情報化施策」へ展開しています。

基本理念

施策方針

具体的な施策

基本理念

みんなでつくる

みんなが主人公

これからのじょうそう物語

施策方針 その1	市民と一緒に進めるたのしい情報化
具体的な施策	① 市民協働事業の推進
	② 市民への行政情報提供の向上
	③ 市が保有するデータのオープンデータ化と活用
	④ 市の記録用映像データベース構築
施策方針 その2	みんなにやさしい情報化
具体的な施策	① オンライン申請（電子申請）の推進
	② マイナポータル及びマイキープラットフォームの活用
	③ 多言語化による対話の推進
	④ 税等収納方法の多様化 公金支払方法の多様化
	⑤ 小中学校のICT環境の向上
	⑥ スマートフォンアプリの活用
	⑦ ICTを活用した地域経済の活性化
	⑧ 電子図書館の構築
	⑨ 高齢者向けスマートフォン教室の開催
施策方針 その3	災害に強い情報化
具体的な施策	① 防災・災害情報伝達手段の強化
	② 公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備促進
	③ 要配慮者の情報連携の強化
	④ 災害時等におけるICT業務継続の強化（ICT-BCP）
	⑤ ICTを利用した被災者支援の強化
施策方針 その4	電子自治体の推進
具体的な施策	① デジタル化の推進
	② タブレット端末の活用
	③ 定型入力業務効率化ソフトウェア（RPA）導入の検討
	④ 電子決裁・文書管理システム導入の検討
	⑤ 庁内情報セキュリティの向上
	⑥ システム導入による業務効率化
	⑦ 事業の進捗管理
	⑧ ICTを活用した働き方改革の検討

※赤字：令和3年度計画見直しによる追加施策